

## 教員組織調査について

### 1. 趣旨

評価基準第8章（教員組織）の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、法科大学院の専任教員等について、担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等を有しているか調査を実施した上で、当該法科大学院の教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認する。

### 2. 実施体制

教員組織調査専門部会において実施

専門部会は、①公法系（憲法、行政法）、②民事系（民法、商法、民事訴訟法）、③刑事系（刑法、刑事訴訟法）、④基礎法学・隣接科目、⑤展開・先端科目、⑥法律実務基礎科目の各分野について高く広い識見を有する者をもって編成する。

### 3. 対象教員

①専任教員

②兼任教員及び兼任教員（法律基本科目または必修科目を担当）

### 4. 実施方法

#### （1）実施区分

①法律基本科目については、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の区分により実施

②法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、調査対象授業科目の内容等に合わせた区分により実施

#### （2）調査方法

以下の点を総合的に考慮し、各教員が担当する授業科目に対応させて調査する。

①教育上の経歴・経験

②理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績

③職務上の実績（理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績）

※特に考慮する点については、別紙「科目適合性に関する判断の目安等について」参照

## 科目適合性に関する判断の目安等について

### 1. 科目適合性に関する判断の目安について

教員組織調査については、法科大学院評価基準要綱の規定に基づき実施することとしているが、実際の調査において対象となる教員の科目適合性を判断するに当たっては、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることに鑑み、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行う能力を特に重視することとする。その能力の判定については、教育上の経歴・経験のほか、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績、職務上の実績（理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績）などを総合的に考慮し、各教員が担当する授業科目に対応させて調査するものとする。

なお、科目適合性の判断に当たっては、以下の点を特に考慮して行うものとする。

#### (1) 専任教員について

- ① 専任の研究者教員については、原則として法科大学院における2年以上の教育経験年数を必要とする。ただし、法科大学院以外の大学・大学院における教育経験年数の2分の1の年数を、法科大学院の教育経験年数に算入することができる。また、教育経験期間の算定にあたっては、留学その他在外研究期間及び研究専念期間はこれに含めるが、休職期間及び停職期間はこれに含まない。
- ② (1)①に定める教育経験年数にかかわらず、当該法科大学院の専任の研究者教員の現員数の上限2割の者については、高度の法学専門教育の能力を示す研究業績（博士の学位論文やそれに準ずる論文・著作等）がある場合には、教育経験年数を問わず専任の研究者教員となることができる。
- ③ 専任の実務家教員については、おおむね5年以上の実務経験を必要とするが、教育経験の有無を問わない。

また、法律基本科目などの理論的・体系的性質の強い授業科目を担当する場合、当該授業科目に関連する論文・著作等、その担当能力を示す研究業績等（ここでいう「研究業績」には、判例評釈、理論的な実務上の実績などを含む）、及び職務上の経歴・実績等を考慮して、科目適合性を判定する。

#### (2) 兼任・兼任教員について

- ① 兼任・兼任の研究者教員については、原則として専任の研究者教員の取扱いに準ず

る。ただし、当該教員が担当する授業科目が複数教員で実施されており（オムニバス形式の授業科目や複数の教員が同時に出席する授業科目など）、当該授業科目の内容・実施・成績評価に当たり当該教員が責任担当者でない場合には、原則として法科大学院または大学・大学院において1年以上の教育経験年数があれば足り、また、高度の法学専門教育の能力を示す研究業績（博士の学位論文やそれに準ずる論文・著作等）がある場合には、教育経験年数を問わないものとする。

- ② 兼担・兼任の実務家教員については、原則として専任の実務家教員の取扱いに準ずる。ただし、当該教員が担当する授業科目が複数教員で実施されており（オムニバス形式の授業科目や複数の教員が同時に出席する授業科目など）、当該授業科目の内容・実施・成績評価に当たり当該教員が責任担当者でない場合については、実務経験（おおむね5年以上）を必要とするが、その担当能力を示す研究業績は問わないものとする。

## 2. 「P可」の取扱いについて

「文部科学省大学設置・学校法人審議会大学設置分科会」（以下「設置審」という。）における「法科大学院専門委員会」等において授業科目に対する適格（いわゆる「P可」）の判定を得た調査対象教員については、当該適格判定を得た授業科目の分野または同種の授業内容に該当する授業科目を担当する場合、1巡目の調査では、原則として当該科目の適合性を認めていたが、2巡目においては、「P可」の判定結果に関する資料は、科目適合性に関する調査の過程で、「科目適合性が認められない」おそれがあると判断された場合にのみ、参考とするにとどめることとする。

## 3. 評価報告書等への記載について

科目適合性が認められないとした調査結果を評価報告書等に記載する場合、個人情報保護の観点から具体的な授業科目名、分野、教員の氏名・人数を挙げず、一般的な内容を記載するものとする。